時事新報

第千二百三十七號
明治十九年三月卅一日 水曜日
舊丙戌二月廿六日(庚寅)
日出午前五時五十分 日入午後六時十九分
月出午前三時二十分 月入午後二時二十一分
滿潮午前二時十五分 午後二時五十六分
(西曆一千八百八十六年)

時事新報定價

一枚金三錢○一箇月前金六十錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ配達料ニテ配達致候(但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ)
東京、横濱、横須賀、從神奈川至小田原驛、兩總七湊、大坂、京都、大津、神戶、尾ノ道、福山、笠岡、岡山、赤間關、和歌山、福島、高知、下ノ關、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豐橋、四日市、津、松坂、山田、仙臺、福島、二本松、石ノ卷、白石、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、越ケ谷、粕壁、杉戸、幸手、久喜、館林、千葉、寳戸、寒川、佐倉、東金、市川、八幡、船橋
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク配達料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

軍氣を振ふ可し

我政府にては舊臘以來大に內政を改革し職制を定め冗員を沙汰し施政は責任を一所に集むる等政治の趣を文明風に改めて今は改革後の秩序も稍ぼ整頓したるものゝ如し內政已に整頓すれば其次の政略は申す迄もなく外交事業にして我國威を外に張るの工夫如何を講ぜざる可らず國威を張るには必ずしも武骨のみに依賴せず文の交際上にも亦自から威儀を表す可きものあらんと雖ども結局我軍氣を振ふて武骨の鋭を外に示すこと肝要ならん軍氣を振ふに其法あり歐洲諸國にては毎年觀兵式を擧行し天子統領親臨して三軍を閲覽し以て其氣を振勵す我國にも亦此擧ありと雖ども毎年の恒例として甚だ普通なるがゆゑに未だ以て大に軍氣を振ふに足らず大なる軍氣を振はんと欲すれば聊か異常の擧を以て軍人耳目を聳かし之を鼓舞して其衷情より感激喜躍せしめざる可らず昨年四月天子豐前行事村近傍に親臨して海陸軍の演習を閲覽あらせらるゝの計畫あり當時御不例の趣を以て親王御代覽の事と爲りしが右の計畫の如きは臨時に軍氣を一振するの美擧として我輩も當時大に之を稱賛したり今や海外の形勢を察すれば我國は大なる軍氣を張らざる可らざるの地位に在れども近年國內無事にして武人漸く髀肉を生じ軍氣漸く沈滯せんとするの色あるが如し此時に當て異常の擧能く軍人の氣を鼓舞して之を感激喜躍せしむ可きものありや我輩の所見を以てすれば天子三軍を率ゐて陸軍大演習かたがた大に富士野に獵せらるゝが如き即ち其一策ならんと信ずるなり史を案ずるに建久四年夏五月源賴朝大に富士野に獵す關東の將士悉く會すとあり此時に當りてや賴朝西に平氏を滅し東北征して陸奥を平げ征夷大將軍と爲りたる後戰餘人心の激昂抑ゆ可らず即ち遊獵の盛觀を張り弓馬馳騁の其間に軍人の情を慰め鬱を散ぜしめたるなれども今や則ち然らず海內事なきこと既に久しく軍人實地戰爭の事は殆んど畫餅兒戯の如し武氣漸く沈滯せんとせり左れば今の軍政に於て異常の擧以て將士の耳目を驚かし將に沈滯せんとするの軍氣を新鮮にするは緊急欠く可らざる事柄に非ずや今時方に三月、是より大獵の事に取掛らば陰曆五月頃までには準備整ふべし或は少しく時日を延ばし秋風馬肥ゆるの時に及ぶも可なり兎に角錦旗東京を發し皇族大臣海陸軍將校以下士卒に至るまで前後相繼で富士山麓に集まり名古屋大坂廣島熊本仙臺等の各鎭臺よりも夫れ〲軍人の出張あり先づ陸軍の大演習及び射的等あり餘興として大卷狩を演じ狡兎走狐、人の獵獲に任じ滿野の禽獸濯々たり、硝煙山麓を繞りて喇叭の聲天外に響き、芙蓉峯下晩獵罷んで營前の獲物山の如く、龍顏麗はしく將士の功を賞し恩賜の酒杯軍人の丹心に洗がば軍氣忽ち勃興して爰に從來の沈鬱を一新すべきや必せり蓋し軍人の激昂を慰めて其氣を散ずると其沈鬱を破りて之を一新振勵するとは其事異なりと雖ども之れを處する方略は一なり富士野大獵の事は既に賴朝の古例あり今や海外に對して我國威を輝かすの機に當りて軍氣を振ふの善好方便は唯天子富士野に大獵するの一事あるのみ我輩は今の時に及んで斷じて此事の擧行を渴望するものなり

官報

○勅令
朕內閣賞勳局職員及官等年俸ヲ裁可ス
御名 御璽
明治十九年三月二十九日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第十號
內閣賞勳局職員及官等年俸
第一條 賞勳局ニ左ノ職員ヲ置ク 總裁 一人 勅任一等 副總裁 一人 勅任二等 書記官 二人 奏任自一等至四等 屬 判任○第二條 總裁副總裁及書記官ノ年俸ハ左ノ如ク定ム 總裁 四千圓 副總裁 三千圓 書記官 奏任一等 上二千四百圓下二千二百圓 奏任二等 上二千圓下千八百圓 奏任三等 上千六百圓下千四百圓 奏任四等 上千二百圓下千圓

○勅令
朕元老院官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
明治十九年三月二十九日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第十一號
元老院官制
議長 一人 議場ニ臨ミ議事ヲ整頓シ本院ノ章程ヲ遵守シ並ニ條例規則ヲ執行シ諸般ノ事務ヲ總判シ奏任官ノ進退ハ內閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス 副議長 一人 議長缺員又ハ事故アリテ缺席スルトキハ之ヲ代理ス 議官 本院ノ章程ニ從ヒ諸議案ヲ議スルヲ掌ル 書記官 六人 議長ノ命ヲ受ケ各其主務ヲ幹理ス 書記生 上官ノ指揮ヲ受ケ各庶務ニ從事ス

○勅令
朕元老院議長副議長議官書記官ノ官等年俸ノ改正ヲ裁可ス
御名 御璽
明治十九年三月二十九日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第十二號
元老院議長副議長議官書記官官等年俸
議長 勅任 五千圓 副議長 勅任一等 四千圓
議官 勅任一等 三千五百圓 勅任二等 三千圓
書記官 奏任一等 上二千四百圓下二千二百圓 書記官 奏任二等 上二千圓下千八百圓 書記官 奏任三等 上千六百圓下千四百圓 書記官 奏任四等 上千二百圓下千圓

○告示第十六號
勅令第八號ヲ以テ地方遞信官官制制定相成候處追テ遞信管理局開局候迄ハ從來驛遞局ニ於テ設置候驛遞出張局ヲシテ從前ノ遞事務ヲ取扱ハシム
右告示ス
明治十九年三月三十日 遞信大臣 榎本武揚

○敍任 明治十九年三月二十九日
任農商務書記官 農商務省商務局長從五位勳五等 品川忠道
任農商務省商務局長 農商務書記官正六位 高橋新吉
任農商務書記官 非職元農商務少書記官從六位 最上五郎
任農商務省參事官兼農商務省工務局次長 農商務書記官陸軍憲兵大尉正七位勳五等 大山綱昌
(以上五件本年三月三十日官報)

雜報

○土耳格の盛衰 露國の或新聞に記せる處を見るに土國は昔千四百五十三年にコンスタンチノープル府を取りしより次第に諸方の國土を併領しモンテチグロを除きてバルカン半島の全体とペレボンチサスと黑海及びアゾール海の北岸等は皆土國の手に歸し千七百十一年の頃土國の領地は西はアドリヤチツク海及びダニウブ河に至り東はドコースター及びドニーパー等の地方に達しベツサラビヤ、クリミヤ其他は蒙古地方も土國の領分にして其歐洲大陸に在る所有地は一萬五千四百五十四方英里あり露國を除きては歐洲の何れの國よりも多くの領地を有したりしが此時より後同國は漸く衰運に向ひ千七百三十九年に一時墺國に對して戰勝を得たることあれども其後追々に其領地を失ひ先年露國と戰爭を初むる頃には僅に九千四百五十六英里の領地を有し其中八千九百二十英里は諸公國に屬し此等は唯名義上土國を宗國と仰ぐのみにて殆んど獨立の邦國に均しく遂で又伯林の條約にて土國は四千五百五十八英里の土地を取上られたれば一千七百年より一千八百七十八年迄の間に同國は歐洲にて一萬六百六十六方英里を失ひ其中八千九百二方英里は露國に征服せられ又其中の四千八百十六方英里は全く露國の領地となりたりと見えたり

○メキシコの蚊 中央亞米利加のメキシコ府にては數月前より蚊の集まること夥しく之に螫されたるものは其毒の爲めに往々病を致し甚しきは之が爲めに死するものある程にて人々寄れば障れば蚊の噂なさざるはなし右に付同府の統計局長より蚊の習慣性質等を記したる告示を發して其害を避くるの便に供したる由なるが從來昆虫學者も蚊の類を取調べたることなかりし故蚊の研究は學問上に新らしきものなるべしと云ふ

○玻璃の床張り 佛蘭西巴里にては此頃家屋の床張りに木板の代りに玻璃を用ふるもの次第に增して取別け商家等の地室や劇場等に用ふる處にては多く此床張りを用ふる由既に同府のクレーヂ、リオナー銀行などは店前の地面を殘らず大なる方形に爲して之に粗製の玻璃を張詰め其下に強き鐵の骨組を張りて之を支ゆるに付其下の地室にては曇天の日と雖も瓦斯を點さずして仕事を爲すことを得る由但し玻璃床の製造費は遙に板造りよりも高價なれども何時迄も朽損等の患なきに付永遠の爲めを謀れば却て廉價に當るべしと云ふ(右二件本月發兌スチユーアント)

○フエノロサ氏の演說 本月廿一日鑑畫會に於て幹事